



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第61号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

| | | |
|---|----------|---|
| 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | （教育庁総務課） | 2 |
| 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | （ 〃 ） | 4 |

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 嶋 木 朗

島根県教育委員会規則第 5 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（級別職務分類基準）」に改め、同条中「定める職務の級の分類」を「規定する級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で教育委員会規則で定めるもの」に改め、「から別表第 1 の 3 まで」を削り、「級別職務分類表」を「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表別表」に改める。

第 4 条の 3 中「行われる職の属する職務の級」を「結果に基づいて適用される別表第 6 から別表第 6 の 3 までに定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄又は試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級」に改める。

第 5 条中「教職員となる」を「教職員となった」に改め、「ところにより」の次に「、その職務に応じて」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて新たに教職員となった者の職務の級は、その者が新たに教職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄又は試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。
- (2) 新たに教職員となった者の職務の級は、その者が新たに教職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第 2 項に掲げる教職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第11条第 2 項本文（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては教育委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

第 6 条の前の見出しを「（号給の決定）」に改め、同条第 1 項第 1 号ア中「別表第 6 から別表第 6 の 3 までに定める」及び「（以下「初任給基準表」という。）」を削る。

第 8 条第 1 項中「15月」を「12月」に、「までの」を「を超える」に、「超えない年数」を「超える年数」に、「12月」を「15月」に改める。

第11条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「教職員」を「前項の規定により教職員」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

教職員を昇格（教職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職務に応じてその者の属する職務の級を決定するものとする。

第13条の 2 中「第11条第 3 項」を「第11条第 4 項」に改める。

第31条の 4 第 3 項第 1 号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第 2 号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第 3 号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項第 4 号中「10,000円」を「13,000円」に改め、同項第 5 号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第 6 号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第 7 号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第 8 号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第 9 号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第 10 号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第 11 号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第 12 号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第 13 号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表別表

| 職務の級 | 基 準 職 務 |
|------|----------------------|
| 2 級 | 講師 (教育委員会が定めるものに限る。) |

別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 を削る。

別表第 3 の 4 の部中「中学校」の次に、「義務教育学校」を加える。

別表第 6 から別表第 6 の 3 までの規定中「第 6 条関係」を「第 4 条の 3 関係」に改める。

別表第 7 備考 4 中「歯学又は」を「若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは」に、「獣医学に関する課程にあつては、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年である」を「修業年限 4 年の」に改める。

別表第 9 の 4 中「出雲市立塩冶小学校」を「出雲市立塩冶小学校 同 高松小学校」に、「出雲市立第一中学校 同 第二中学校 同 第三中学校」を「出雲市立第一中学 同 第三中学」に改める。

校
校」

別表第 9 の 5 中「同 大津小学校 同 高松小学校 同 長浜小学校」を「同 大津小学校 同 長浜小学校」に、「同 八雲中学校 同 玉湯中学」を「同 八雲中学 同 玉湯中学」に改める。

校
校」

別表第 9 の 5 中「同 三刀屋中学校 同 出雲市立河南中学校」を「同 三刀屋中学校 同 河南中学校」に改める。

別表第 10 中「同 都万学校給食センター」を削り、「邑南町立羽須美小学校」を「邑南町立羽須美中学校」に改める。

に、「安来市立比田小学校」を「安来市立布部小学校 同 赤屋小学校 同 比田小学校」に、「出雲市立窪田小学校 同 飯南町立志々小学校」を「出雲市立窪田小学校 同 志学中学校 同 赤名小学校」に改め、

「同 阿須那小学校」及び「同 左鑑小学校」を削る。

「奥出雲町立馬木小学校
雲南市立田井小学校
同 掛合小学校
同 掛合中学校
同 掛合学校給食センター

別表第 10 の 2 中「安来市立布部小学校 同 赤屋小学校 同 奥出雲町立高田小学校 同 阿井小学校 同 馬木小学校 雲南市立田井小学校 大田市立志学小学校 同 高山小学校 同 志学中学校」を「大田市立高山小学校 同 北三瓶小学校 同 北三瓶中学校 飯南町立頓原小学校 同 頓原中学校 同 飯南町学校給食共同調理場 同 来島小学校 同 赤来中学校 江津市立桜江小学校」に改める。

| | | | |
|---|-----------|---|--------------|
| 同 | 北三瓶小学校 | 同 | 桜江中学校 |
| | 飯南町立頓原中学校 | | 川本町立川本中学校 |
| | 邑南町立矢上小学校 | | 美郷町立邑智小学校 |
| | | 同 | 邑智中学校 |
| | | | 邑南町立矢上小学校 |
| | | 同 | 石見東小学校 |
| | | 同 | 石見中学校 |
| | | 同 | 邑南町西学校給食センター |

別表第10の3中「奥出雲町立亀嵩小学校」を「奥出雲町立阿井小学校」に改め、「同 三沢小学校」、「同 仁多中学校」、「同 仁多学校給食共同調理場」、「同 横田中学校」、「同 横田学校給食共同調理場」、「大田市立池田小学校」、「同 北三瓶中学校」、「同 第三中学校」、「飯南町立赤来中学校」、「同 頓原小学校」及び「同 飯南町学校給食共同調理場」を削り、「川本町立川本小学校」を「浜田市立今福小学校」に改め、「美郷町立邑智小学校」、「同 邑智中学校」、「邑南町立石見中学校」及び「同 邑南町西学校給食センター」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

(へき地手当に関する経過措置)

- 3 施行日の前日においてへき地手当の支給を受けていた教職員で、当該教職員に係る改正後の規則に基づくへき地手当の支給割合（へき地手当の月額を得るため、給料及び扶養手当の月額の合計額に乗ずるものとして定められている割合をいう。以下同じ。）が施行日の前日におけるへき地手当の支給割合を下回ることとなるもの（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則第32条の2の規定にかかわらず、施行日以後当該教職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則に基づくへき地手当の月額が当該教職員に係る施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達するまでの間（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- 4 施行日の前日においてへき地等学校（へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第19条の3第1項の規定に基づき指定された学校をいう。以下同じ。）として指定されていた学校で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該学校に勤務する教職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の規則第32条の3第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第6号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年島根県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。